



九州地方環境事務所からの情報提供

～環境省施策及び令和 5 年度補正予算・令和 6 年度予算案の概要～

令和 6 年 2 月
九州地方環境事務所



1. 国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）の結果概要
2. ネイチャーポジティブ関係
3. 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）
4. 脱炭素化支援機構 及び「中・南九州地域コンソーシアム」
5. 令和5年度補正予算・令和6年度予算案の概要（脱炭素関係）
 - 地域脱炭素推進交付金
 - 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
 - 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
 - 商用車の電動化促進事業
 - 建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業

1. 国連気候変動枠組条約第28回締約国会議 (COP28) の結果概要

国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）結果概要

日程・場所等

- 2023年11月30日（木）～12月13日（水） 場所：アラブ首長国連邦（ドバイ）
- 議長：ジャーベル産業・先端技術大臣兼気候変動特使、アブダビ国営石油会社CEO



COP28
UAE



COP28決定のポイント

- **初めての「グローバル・ストックテイク※」を完了**：本成果を踏まえつつ、全ての国は2025年までに次期NDC（排出削減目標）を策定。
 - 1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性を強調
 - 1.5℃目標の達成に向けた2025年までの排出量ピークアウト
 - 全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標の策定
 - 世界全体での再エネ発電容量 3 倍・省エネ改善率 2 倍
 - 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の速減加速
 - エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行
 - 再エネ、原子力、CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）等の脱炭素・低炭素技術の促進
 - 持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターンへの移行
- **ロス&ダメージ**：基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に合意(日本は立ち上げ費用として1000万ドルの拠出を表明)

※5年ごとに世界全体の気候変動対策の進捗状況を確認する仕組み



緩和野心閣僚級会合での発言

日本が公表又は賛同した主な宣言・イニシアティブ

- **投資促進支援パッケージ**：1.5℃目標実現に向けた3つのギャップ（目標、適応、実施）を解消するため、「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」を伊藤環境大臣から公表（温室効果ガス観測技術衛星「GOSAT」シリーズによる世界全体の温室効果ガス排出量算定の透明性向上、早期警戒システム等のロス&ダメージに関する支援）
- **再エネ3倍、省エネ改善率2倍イニシアティブ**：2030年までに再エネ発電容量を世界全体で3倍に、省エネ改善率を世界平均で2倍にする提案
- **グローバル・クーリング・プレッジ**：2050年までに全ての部門からの冷却関連の温室効果ガス排出量を2022年比で少なくとも68%削減することを目標として協働することをコミット

COP28 各議題交渉結果の概要

- **グローバル・ストックテイク（GST）**：1.5℃目標の達成に向けて2025年までの排出量のピークアウト・野心的な排出削減、世界的努力への貢献、6条（市場メカニズム）、都市レベルの取組、持続可能なライフスタイルへの移行等について決定。
- **緩和野心の向上（MWP）**：グローバル対話報告及び緩和野心閣僚級会合の議論に留意し、進捗の検討を要請することを決定。
- **適応に関する世界全体の目標（GGA）**：パリ協定第7条に定められている適応に関する世界全体の目標に関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画のもとでの2年間にわたる議論の成果として、GGAの達成に向けたフレームワークが採択
- **ロス&ダメージ**：COP27で設置が決定されたロス&ダメージに対応するための基金を含む新たな資金措置を運用化するための決定が採択。
- **気候資金**：2022年から継続している協議体の下での技術専門家対話（TED）を継続するとともに、全締約国及びオブザーバーが議論に参加できる場を設けることを決定。
- **パリ協定第6条（市場メカニズム）**：国連への報告等に関する詳細事項について見解の一致に至らず、引き続き議論されることとなった。
- **公正な移行に関する作業計画（JTWP）**：雇用、エネルギー、社会経済等の要素を含むこと及び今後の進め方を決定。

※GST、MWP、GGA、JTWPなどの決定を「**UAEコンセンサス**」と総称することとなった。

「UAEコンセンサス」(COP28での各決定事項のポイント)

- ・パリ協定：2℃目標と比べて、1.5℃の努力。
- ・グラスゴー気候合意：1.5℃追求の決意。

G7でコミット
G20では合意できなかったことに、全
締約国で合意

1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性に合意
1.5℃道筋に沿ったGHGの削減、世界的な努力への貢献を全締約国に要請

次期NDCにおいて、経済全体・すべての温室効果ガスを対象に。

G7で呼びかけ
G20では奨励（パリ協定引用）だったものを
さらに踏み込んだ表現に

G7では化石燃料の依存の低下
COP決定では**初めて**
化石燃料に言及

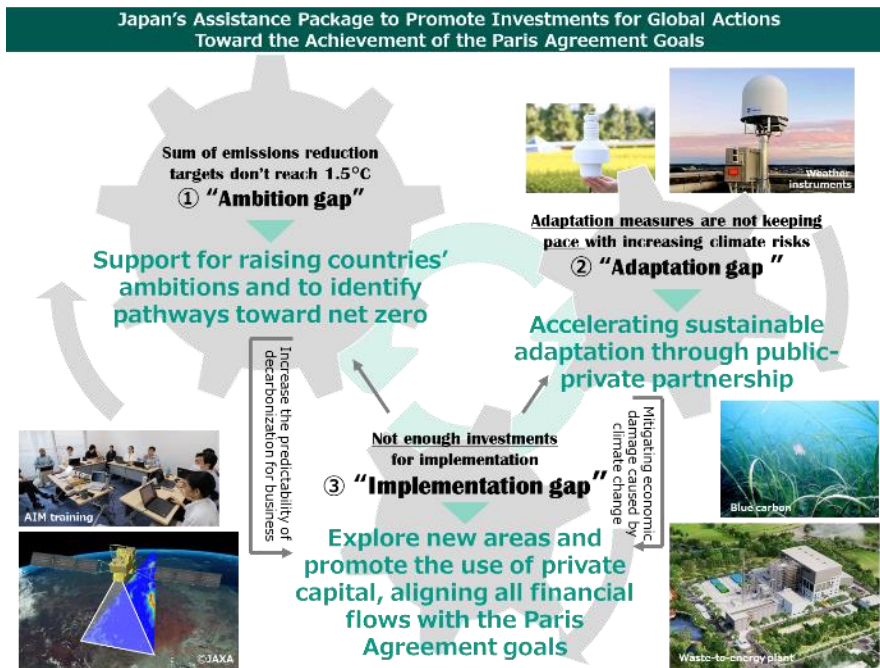
化石燃料からの移行

都市・自治体積極的関与、6条（市場メカニズム）、持続可能なライフスタイル

生物多様性枠組・循環経済についてもGSTで言及

日本の取組の積極的発信（日本主導のイニシアティブ）

- 12月9日、1.5℃目標の実現に向けて急速かつ大幅な削減の実現が必要とされる中、「**世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ**」を公表。



「目標のギャップ」、「適応のギャップ」「実施のギャップ」を同時に解決し、途上国への投資を促進



「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」に関するイベント@ジャパンパビリオン

「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」

- COP28で気候変動対策の進捗を評価（「グローバル・ストックテイク」）
- これを踏まえ、2025年までに各国は次期削減目標を提出
- 1.5℃目標に向けて世界各国がどれだけ野心を高め、実現できるか（排出経路を「オントラック」に）

- ✓ **世界全体で一致団結してパリ協定の目標に取り組む必要**
- ✓ **投資促進の基盤を整備し、3つのギャップ解消により、「野心引き上げ」⇔「民間投資の呼び込み」の歯車を回転させる**
- ✓ **「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想推進にも貢献**

世界全体で急速かつ大幅な削減＝トランジションの実現が問われるフェーズ

好循環を実現し、削減実績を積み上げていく

削減目標を積み上げても1.5度目標に届かない

①「目標のギャップ」

我が国が有する気候技術を活用し、各国の野心引き上げ支援とネットゼロを実現する道程を特定

例)

- 温室効果ガス観測衛星GOSATシリーズを活用し、中央・南アジアの排出量推計技術を支援（2030年6か国を目指す）
- シミュレーションモデルを活用したネットゼロ目標策定の支援を10か国目指す
- 世界の脱炭素のカギとなる都市の脱炭素のため、国内都市の技術・ノウハウを途上国の20都市以上に展開



目標を裏付ける投資の拡大

増大する気候リスクに適応策が追い付いていない

②「適応のギャップ」

官民連携による持続可能な適応の促進

例)

- 官民連携による早期警戒システム導入促進（2025年ASEANの半数以上を目指す）
- 「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」等を活用した、影響評価・適応のノウハウ・知見・技術の共有、キャパビル支援（NbS, Eco-DRRなども含む）
- 「SUBARUイニシアティブ」を通じたアジア太平洋地域の都市のレジリエンス向上



③「実施のギャップ」

新たな領域を開拓し民間資金の活用を促進し、全ての資金フローをパリ協定の目的に一致させる

例)

- 二国間クレジット制度（JCM）について、パートナー国を30か国程度に拡大、農業・森林分野を含む幅広い分野における民間資金中心のプロジェクト組成に向けた環境整備、ごみ問題の同時解決を図る廃棄物発電や「福岡方式」埋立処分場の推進
- CEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）を通じた官民連携でのエネルギー移行と脱炭素化
- 官民で連携し、実案件組成を推進するアジアGXコンソーシアムを立ち上げ
- 「日ASEANみどり協力プラン」に基づく取組や、ブルーカーボンの活用（ネイチャー×気候変動）に向けた最新の取組や知見を広く共有
- 開発課題の解決と気候変動対策のコベネフィット型案件組成を促進
- 気候ファイナンスにコミットするADB等との連携強化や日本が提唱するフルオロカーボンのライフサイクル・マネジメント支援



脱炭素ビジネスの予見可能性向上

気候変動による経済的損害を軽減

2. ネイチャーポジティブ関係

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

昆明・モントリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界

(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方

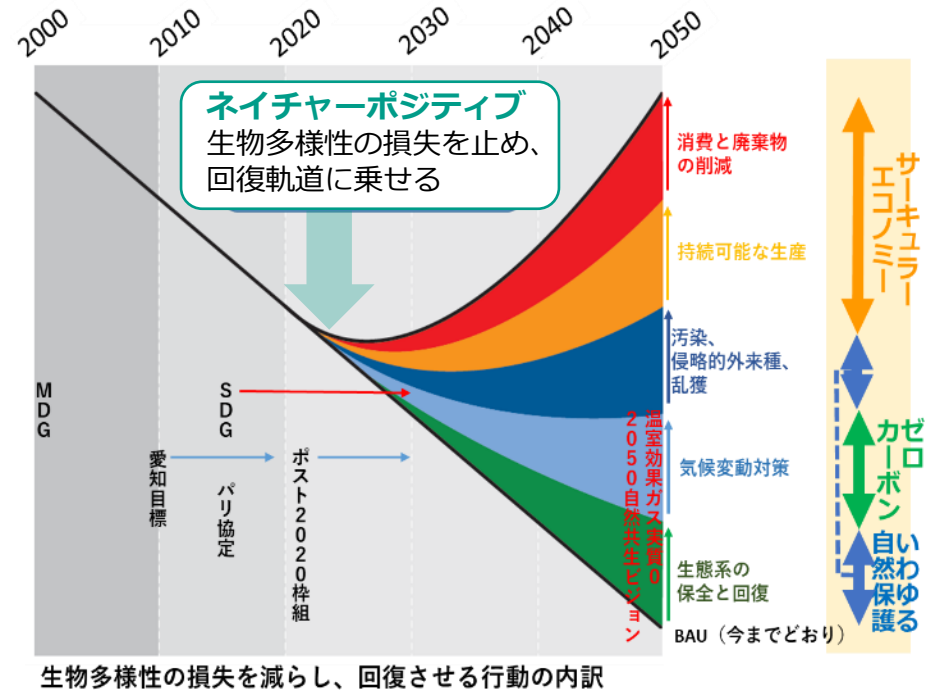


2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために

生物多様性の損失を止め、

反転させるための緊急の行動をとる



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GBO5) (2020)

ネイチャーポジティブ

(自然再興)

の考え方

生物多様性国家戦略2023-2030の構成

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、
5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を各
行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

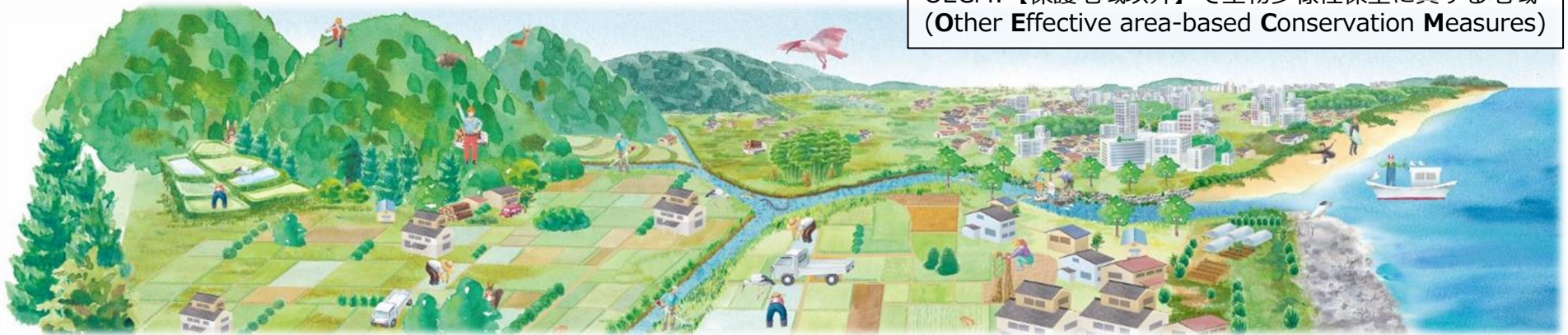


30by30目標とは

サーティー バイ サーティー
30 by 30

2030年までに陸と海の**30%以上**を「**保護地域**」と「**OECM**」により**保全**する**新たな世界目標**

OECM:【保護地域以外】で生物多様性保全に資する地域
(Other Effective area-based Conservation Measures)



30by30が**重要**と指摘する 国内外の**研究報告**

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- 日本の保護地域を**30%**まで効果的に**拡大**すると生物の絶滅リスクが**3割減少**する見込み など

様々な効果

健全な生態系の回復、 豊かな恵みを取り戻す

- **気候変動**: 緩和、適応に貢献
- **災害に強く恵み豊かな自然**: **国土の安全保障**の基盤
- **花粉媒介者**: 国内で年3300億円の売り（農業作物）
- **森林の栄養**: **河川を通して**海の生産性を向上
- **観光**や**交流人口**の増加などの**地域づくり**

参考：2023年（前期）認定された九州の自然共生サイト

自然共生サイト：「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録される。

長崎県



対馬もりびとの森（貝口スス山）

【場所・面積】 対馬市、3.3ha
【申請者】 ツシマモリビト協議会

熊本県



明治グループ自然保全区 くまもとこもれびの森

【場所・面積】 菊池市、6.3ha
【申請者】 KMバイオロジクス(株)



Present Tree inくまもと山都

【場所・面積】 上益城郡山都町、4.9ha
【申請者】 認定NPO法人 環境リレーションズ研究所、
下田美鈴、山都町、緑川森林組合



阿蘇グリーンストックトラスト地

【場所・面積】 阿蘇市
【申請者】 (公財)阿蘇グリーンストック
(2ヶ所)

鹿児島県



アマミノクロウサギ・トラスト3号地

【場所・面積】 大島郡龍郷町、1.7ha
【申請者】 (公社)日本ナショナル・トラスト協会



奄美大島 真米（まぐむ）の里 秋名・幾里・大勝

【場所・面積】 大島郡龍郷町、1.3ha
【申請者】 (一社)奄美稲作保存会



北九州市響灘ビオトープ

【場所・面積】 北九州市、41ha
【申請者】 北九州市

福岡県



田島山業×みんなの森プロジェクト

【場所・面積】 日田市
【申請者】 田島山業(株)



九州電力社有林（大分県：平治岳周辺）

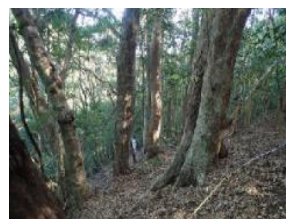
【場所・面積】 竹田市、401ha
【申請者】 九州電力(株)

大分県



大栄環境 宮崎三股山林

【場所・面積】 北諸県郡三股町
【申請者】 大栄環境(株)



東洋紡「綾の森」

【場所・面積】 東諸郡綾町
【申請者】 東洋紡(株)

宮崎県

3. 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

- 昨年10月より、ライフスタイルの転換を後押しするための『脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動』を開始。発足式には約300者が参加（21社の取締役・社長、40の都道府県知事・市町村長を含む）
- 官民連携で効果的な実施につなげるため、国・自治体・企業・団体・消費者等による**官民連携協議会**を立ち上げ、**743企業・団体等**が参加（令和5年8月現在）
- 本年7月には、国民運動の愛称を『**デコ活**』に決定。二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組合せた新しい言葉。8200件の応募の中から、各分野で活躍されている有識者・著名人が選定。



写真①～④ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動発足式（令和4年10月）

写真⑤ 愛称選定会議（令和5年7月）



■ 公式HP : https://ondankataisaku.env.go.jp/cn_lifestyle/

デコ活の全体像（脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの絵姿）

- 今から約10年後、**生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康**で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案をします。



※新しい暮らしの根拠や数値のバックデータは、<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>から確認を。



【令和6年度予算(案) 3,763百万円(新規)】

【令和5年度補正予算額 500百万円】

- デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

1. 事業目的

「デコ活」(新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の推進を通じて、2030年度に2013年度比46%(特に家庭部門では66%)削減及び2050年カーボンニュートラルを実現することを目的とする。このために、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開、地球温暖化対策推進法に基づく普及啓発推進、ナッジ×デジタルによるライフスタイル転換促進の実証等を実施する。

2. 事業内容

(1) デコ活推進に係る社会実装型取組等支援

デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく普及啓発推進

温対法第39条及び第38条に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター(デコ活ジャパン)及び地域地球温暖化防止活動推進センター(デコ活ローカル)によって、地域でのデコ活を図るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。

(3) ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進

デジタル技術により脱炭素につながる行動履歴を記録・見える化し、地域で循環するインセンティブを付与する等、日常生活の様々な場面での行動変容をBI-Tech※で後押しするための国民参加体験型のモデルを実証し、構築する。

※行動科学の知見(Behavioral Insights)とAI/IoT等の先端技術(Tech)の組合せ

3. 事業スキーム

■ 事業形態

(1) 委託事業・間接補助事業(補助率 定額) (2) 委託事業・間接補助事業(補助率 7/10) (3) 委託事業

委託事業: 民間事業者・団体等、補助事業: 地方公共団体、民間事業者・団体等

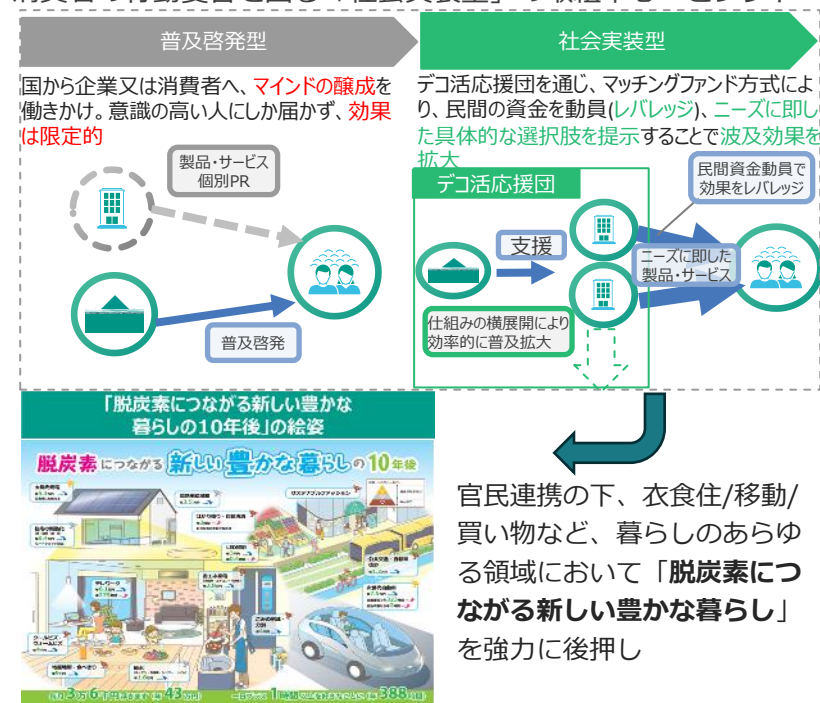
■ 実施期間

(1) 令和6年度～令和12年度 (2) 令和6年度～
(3) 令和6年度～令和8年度

デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



4. 脱炭素化支援機構 及び「中・南九州地域 コンソーシアム」

株式会社脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進

○株式会社脱炭素化支援機構は、国の財政投融资からの出資と民間からの出資からなる資本金（令和5年7月現在217億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融资（リスクマネーの供給）を行う官民ファンド。

組織の概要

【設立年月日】 2022年10月28日

【代表者】 代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】 217億円

○民間株主（85社、108.5億円）：

- ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など58機関
- ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

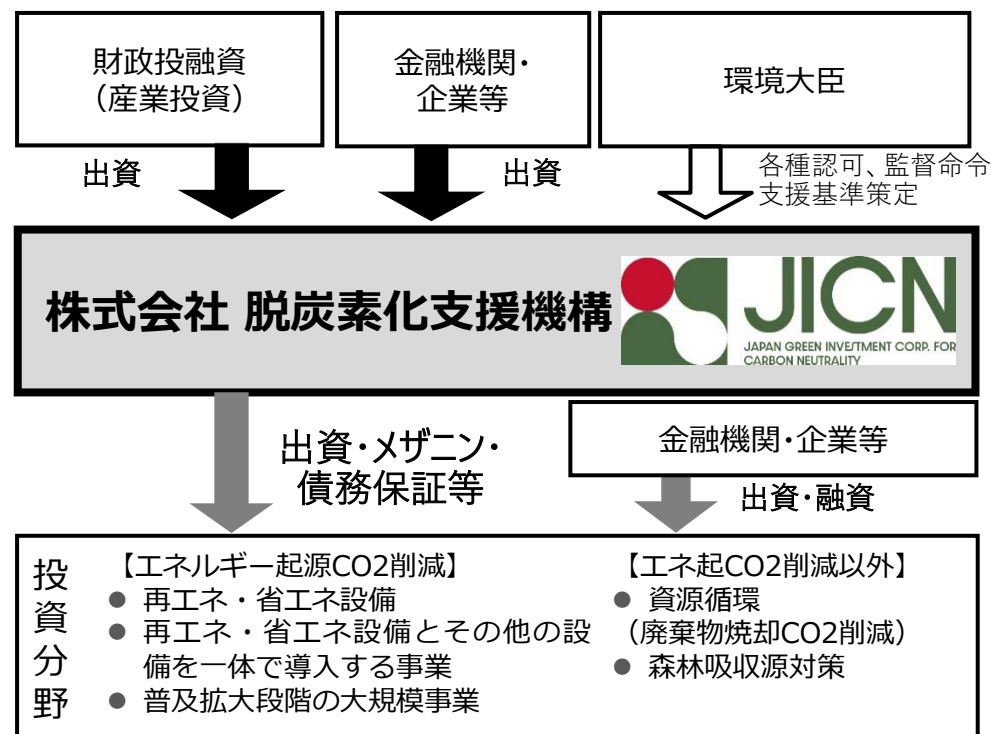
○国（財政投融资等、108.5億円）

- ・R5、R6：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

支援対象・資金供給手法

○再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。

○出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等を実施。



（想定事業イメージ例）

- ・地域共生・裨益型の再生可能エネルギー開発
- ・プラスチックリサイクル等の資源循環
- ・火力発電のバイオマス・アンモニア等の混焼
- ・森林保全と木材・エネルギー利用 等

脱炭素に必要な**資金の流れを太く・早く**し、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

JICNの支援対象領域分類表

- 脱炭素化支援機構は、従来グリーンファイナンス推進機構が対象としていた事業領域に加えて、脱炭素に資する幅広い事業領域に対して支援を行ってまいります。
- 支援対象領域は以下の例示のとおりです。

エネルギー転換部門	燃料	水素／アンモニア／メタン／SAF／e-fuel ブラックペレット	サービス／運用／データ	運輸・モビリティ	EV／鉄道／MaaS／空港・港湾整備 物流効率化／コールドチェーン構築
	発電（再エネ）	太陽光／風力／バイオマス／地熱／水力 廃棄物		エネルギー・マネジメント	省エネ／蓄電／ERAB／DR／VPP／DER HEMS／BEMS／FEMS／CEMS
	発電（再エネ以外）	トランジション／エナジーハーベスト		データ・DX	AI／デジタルツイン／行動変容推奨 GHG排出量算定・可視化
	蓄エネ・熱利用	蓄電池／CAES／地中熱／未利用熱利用 熱利用		金融・保険	脱炭素関連フィンテックサービス
	送配電	スマートグリッド／慣性力確保／HVDC		排出権・クレジット	クレジット取引／認証・検証
ものづくり／産業	素材・原材料	新素材／バイオ素材／省エネ建材	上記以外	リユース・リサイクル アップサイクル	PV・バッテリー等のリサイクル／食品ロス対策 ボトルtoボトル／サステナブルファッション
	産業プロセス	製鉄／化学／セメント／製紙／ガラス		レジリエンス向上	水ストレス対応／Eco-DRR／オフグリッド マイクログリッド
	機器・デバイス製造	再エネ・省エネ・蓄エネ機器製造／IoTデバイス ノンフロン機器／ノンフロンデバイス		吸収源対策	森林／海洋（ブルーカーボン） 農地（土壌改良）
	建物・施設	ZEB・ZEH／業務施設の省エネ		炭素回収・利用・貯蓄	CCS／BECCS／CCU／DAC
	農林水産業	スーパー植物／垂直農法／森林整備／養殖 オルタナティブフード		その他	-
				ファンド	-

脱炭素化支援機構（JICN）支援決定 公表済案件一覧



名称	概要	支援形態	出資形態	支援公表日
WOTA（株）	従来型の大規模上下水道施設に代わる小規模分散型水循環システムの開発、製造、販売。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	3月24日
（株）ゼロボード	事業者の脱炭素対策の策定を支援するGHG排出量の算定・可視化のシステムを開発、提供。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	3月24日
（株）コベック	地元の食品廃棄物を活用したメタン発酵処理及びそのバイオガスを用いた発電事業を実施。	地域プロジェクト	劣後ローン	3月31日
エレファンテック （株）	電子回路基板の製法として、金属をナノインク化して必要な部分のみに直接印刷する独自技術を開発、販売。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	5月9日
Oishii Farm Corporation	日本の農業技術（種苗・ハウス栽培・受粉等）を活用し、米国ニューヨーク近郊の垂直型植物工場にてイチゴを生産・販売する事業を展開。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	6月16日
（株）パワーエックス	再エネを普及するための蓄電池、ソフトウェア、電力供給をワンストップで提供。EVチャージャーステーションの普及・拡大。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	7月3日
エクセルギー・パワー・ システムズ（株）	電力ネットワークにおいて大容量かつ短時間での応答が可能なパワー型蓄電池システムの製造・販売、O&M、分散型バックアップサービスの提供。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	7月14日
（株）クリーンエナジーコ ネクト	耕作放棄地等を活用したNon-FIT太陽光発電所の開発～運営、非FIT太陽光卸供給事業、オフサイトPPA、再エネ調達コンサル業などを手がける。 SPC①：複数需要家向け発電事業 SPC②：特定需要家向け発電事業	プロジェクトファイナンス	劣後ローン	①8月4日 ②10月31日
（株）坂ノ途中	環境負荷の小さい有機農業に取り組む生産者と提携し、農産物の宅配・販売事業を展開。東南アジアの山間地域における高品質コーヒーの栽培。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	8月31日
リノベル（株）	個人向け住宅リノベーション及び法人向け企業保有不動産リノベーションのプラットフォームを展開。全国法個人の既存保有不動産に対する省エネリノベーションを推進。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	11月27日
（株）笑農和	遠隔、自動で水田の水位をコントロール可能なサービス「paditch」を農家に提供。取得した水田データを基に水田の「中干」による脱炭素クレジットを創出。	コーポレート （スタートアップ支援）	優先株	12月22日

「中・南九州地域コンソーシアム」の形成

- 環境省は地域脱炭素を促進するために、今年度より、地域の金融機関を核とし、地方公共団体や地方支分部局等で構成するコンソーシアムを形成し、脱炭素化支援機構等との連携の下、脱炭素投融資対象案件の創出を支援する事業を実施。
- 当該事業において、**中・南九州地域の地銀 4 行を核とする「中・南九州地域コンソーシアム」を形成し、同地域内において新たな脱炭素事業を創出する取組を進めていく。**

名 称	中・南九州地域コンソーシアム
目 的	地域脱炭素投融資の促進、地域脱炭素事業の創出
構成メンバー	環境省・九州地方環境事務所（事務局） 株式会社脱炭素化支援機構 肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行
オブザーバー	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 九州財務局、九州農政局、九州経済産業局

※今年度は 3 回程度会合を開催予定。

5. 令和5年度補正予算・令和6年度予算案の 概要（脱炭素関係・主として地方公共団体向け）

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算(案) 42,520百万円 (35,000百万円)】環境省
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

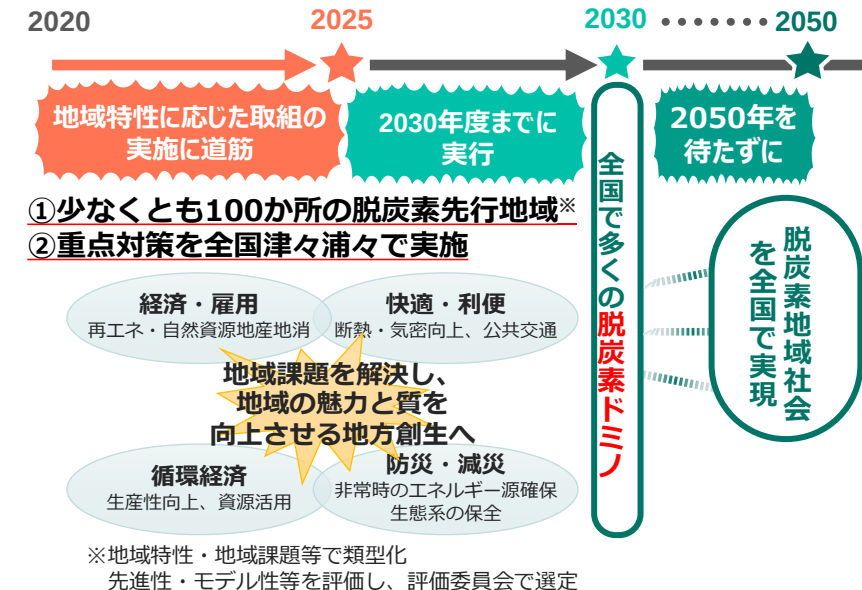
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

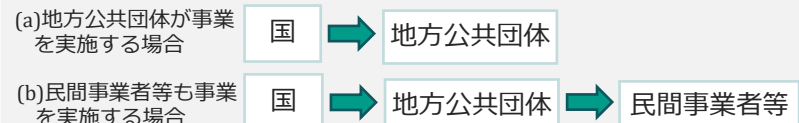
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ

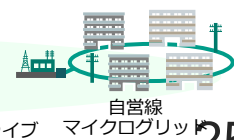
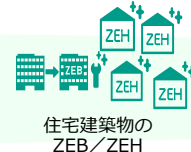
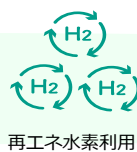


<参考：(1) (2) 交付スキーム>



地域脱炭素推進交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備(自家消費型・地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備(高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る (①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。)	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

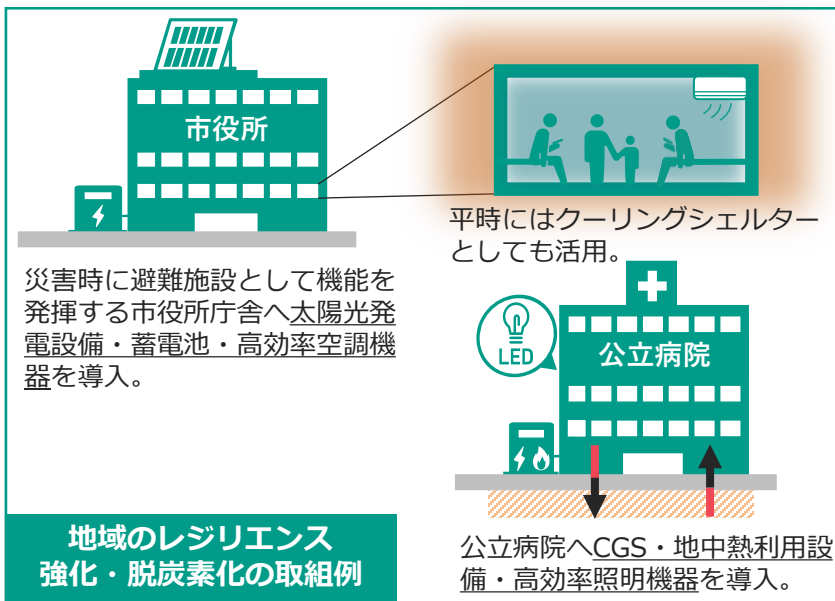
3. 事業スキーム

- ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：
■事業形態 間接補助 1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2
（上限：500万円/件）
■補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
■実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設

- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・未利用エネルギー設備等



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和6年度予算(案) 758百万円(800百万円)】環境省

【令和5年度補正予算額 1,885百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

(2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■ 事業形態

- (1)①②③(2)①② 間接補助(定率;上限設定あり)
- (1)④(2)③(3) 委託事業

■ 補助・委託対象

- (1)①②③ 地方公共団体 (1)② 地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
- (1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■ 実施期間

- 令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、(1)④(3)②③は令和5年度～
- (2)②は令和6年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3、1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象
車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象
車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】補助率：1/2 等

補助対象
設備の例



充電設備

※原則として、上述の車両と一体的に導入するものに限る



【令和6年度予算(案) 4,719百万円(新規)】環境省
【令和5年度補正予算額 6,171百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年度46%減(2013年度比)の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業(経済産業省連携事業)
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業(一部国土交通省連携事業)
 - ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ②ZEB化推進に係る調査・検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業(国土交通省、経済産業省連携事業)
- (5) CExCNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業(農林水産省連携事業)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(メニュー別スライドを参照)・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ





業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO₂排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。